

●加入できる人

将来独立自活することが困難であると認められる心身に障がいのある人（知的障がいのある人、身体障害者手帳1～3級を持っている人及び精神障がいのある人）の保護者で、加入時に次の条件に該当する人（2口まで加入できます。）

- （1）市内に住所を有する人
- （2）65歳未満の人（年齢計算は毎年4月1日現在の年齢）
- （3）特別の疾病又は障害を有しないこと

●掛金

加入者の年齢によって1口月額9,300円～23,300円に区分されています。ただし、2口加入される人は、1口の掛金プラス加算掛金9,300円～23,300円となります。

掛金は所得税、市・県民税において、年末調整又は確定申告により、全額、小規模企業共済等掛金控除の対象とすることができます。

●支給額

加入者が死亡又は重度障害となったときは、毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が心身に障がいのある人が死亡するまで支給されます。

この給付金には、所得税・相続税・贈与税は課税されません。

●弔慰金

心身に障がいのある人が加入者（保護者）より先に死亡したとき、弔慰金が加入期間に応じて支給されます。ただし加入期間が1年以上経過していることが条件です。請求には、加入者の住民票の写しと心身に障がいのある人の死亡により抹消された記載のある住民票の写しが必要です。

この弔慰金には、所得税は課税されません。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

